

**都市計画法第40条第2項の規定による
 帰属（所有権移転登記）に必要な書類一覧
 （道路・公園関係）**

	場 道 路 だ け の 合	場 公 園 だ け の 合	両 方 の 場 合
1 案内図	2部	2部	3部
2 公図の写し	2部	2部	3部
3 確定測量図（座標値及び三斜計算）	2部	2部	3部
4 土地利用計画図	2部	2部	3部
5 公共施設の管理に関する図面	2部	2部	3部
6 道路構造図	2部	—	2部
7 道路縦断図（高低差がある場合）	2部	—	2部
8 公園施設計画図	—	2部	2部
9 遊具施設構造図	—	2部	2部
10 登記原因証明情報	1部	1部	1部
11 承諾書	1部	1部	1部
12 印鑑証明書	1部	1部	1部
13 資格証明書（法人の場合のみ）	1部	1部	1部
※ 11. 12. 13の書類については、帰属に係る土地所有者全員分			
14 土地登記簿全部事項証明書（帰属部分のみ）	1部	1部	1部
※ 分筆、地目変更登記のこと。（道路用地は公衆用道路、公園用地は公園）			
※ 抵当権等を抹消のこと。			
※ 土地所有者の住所は印鑑証明書の住所と同一であること。			
15 その他（ガス管等竣工図）	2部	—	2部
※ 道路管理者（市）以外の者が管理することとなる道路下に埋設された公共施設等。			

※原則として、工事完了届と同時に提出すること。

なお、検査済証交付後に申請する場合は、工事完了届出時に確約書を提出すること。